

大阪府の特区税制の概要について

【対象地域】

夢洲・咲洲地区及び阪神港地区、大阪駅周辺地区、北大阪地区（彩都西部地区等）、
関西国際空港地区

【対象税目】

法人府民税、法人事業税、不動産取得税
（大阪市・吹田市・茨木市・箕面市・熊取町においても、
固定資産税、都市計画税（熊取町は除く）、法人市民（町民）税、
事業所税（大阪市、吹田市が対象）を軽減）

《新エネルギー関係》
太陽光、風力等の新エネルギー、
スマートコミュニティ、
リチウムイオン電池、太陽電池、燃料電池、
《ライフサイエンス関係》
医薬品、医療機器、再生医療、
医療・介護関係ロボット、
医療関連情報システム、
治験・臨床研究、医療施設・設備、
《その他（上記事業を支援するもの）》
国際貨物（船舶・航空）、MICE

【対象事業】

新エネルギー・ライフサイエンス等の事業
（詳細はお問合せください。）

【軽減内容】

府外から特区に新たに進出する場合 5年間ゼロ + 5年間 1/2（最大の場合）

- ※ 法人府民税、法人事業税は府内からの移転の場合、従業員数等の増加割合に応じて軽減します。
- ※ 法人市民（町民）税、事業所税は同一市内（町内）の移転の場合、従業員数等の増加割合に応じて軽減します。
- ※ 不動産取得税は、事業計画認定後3年以内に取得した特区事業用不動産についてゼロとなります。
- ※ 固定資産税・都市計画税は、事業計画認定後3年以内に取得した特区事業用固定資産についてゼロとなります。

【認定方法・期間】

方法：事業者作成の「事業計画」について審査会の意見を聞いた上で知事が認定します。
期間：平成24年12月1日～平成28年3月31日。